

## 社会福祉法人杉の子会 役員等報酬規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人杉の子会（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)委員会委員とは、評議員選任・解任委員をいう。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であり、報酬とは明確に区分するものとする。

### (報酬)

第3条 役員、評議員が出席をした時の報酬は、別表1の報酬を支給することができる。

### (業務の種類)

第4条 役員等報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1)理事、監事が理事会に出席したとき
- (2)評議員及び役員が評議員会に出席したとき
- (3)監事による監事監査を行ったとき又は法人及び施設の行政機関による監査の立会いのとき
- (4)役員の研修参加及び他の施設の視察業務など理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったとき
- (5)評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき
- (6)その他理事長が必要と認めた業務を執行したとき

### (費用)

第5条 役員、評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人杉の子会旅費規程に準じてその費用等を支給することができる。

### (報酬及び費用弁償の支給日)

第6条 報酬及び費用弁償の支給日は、業務にあった都度支払うものとする。

(支給方法等)

第7条 報酬の支給は、現金をもって本人に支払うものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額(源泉所得税)を控除して支給する。

(兼務役員等)

第8条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年8月7日から施行する。

別表 1

(単位：円)

	役員等報酬	摘要
理事会	3,094	
監事監査・監査立会	3,094	
評議員会	3,094	
評議員選任・解任委員会	3,094	